

**限定
特典**

6月1日(水)～先着200人限定!

マイナンバーカードを

郵送で受け取る方法で新規申請する人に

**QUO 1000円分
カード
プレゼント!**

キャンペーン対象の申請方法

6月1日(水)以降に、本庁市民課・支所市民窓口課の窓口にて、マイナンバーカードを郵送で受け取る方法で申請（新規申請のみ）

申請時の持ち物

- ①通知カード（マイナンバーが記載された紙製のカード）
※通知カードを紛失された場合でも申請できます。
- ②住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）
- ③本人確認書類（以下のA書類より1点、またはB書類より2点）



A 書類 (顔写真付きのもの)	B 書類 (氏名・住所または氏名・生年月日がわかるもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・在留カード ・パスポート ・運転経歴証明書 ・障害者手帳 などから1点 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳または証書 ・学生証や社員証（顔写真付き） ・医療費受給者証 ・母子健康手帳 ・介護保険証 などから2点

連絡・注意事項

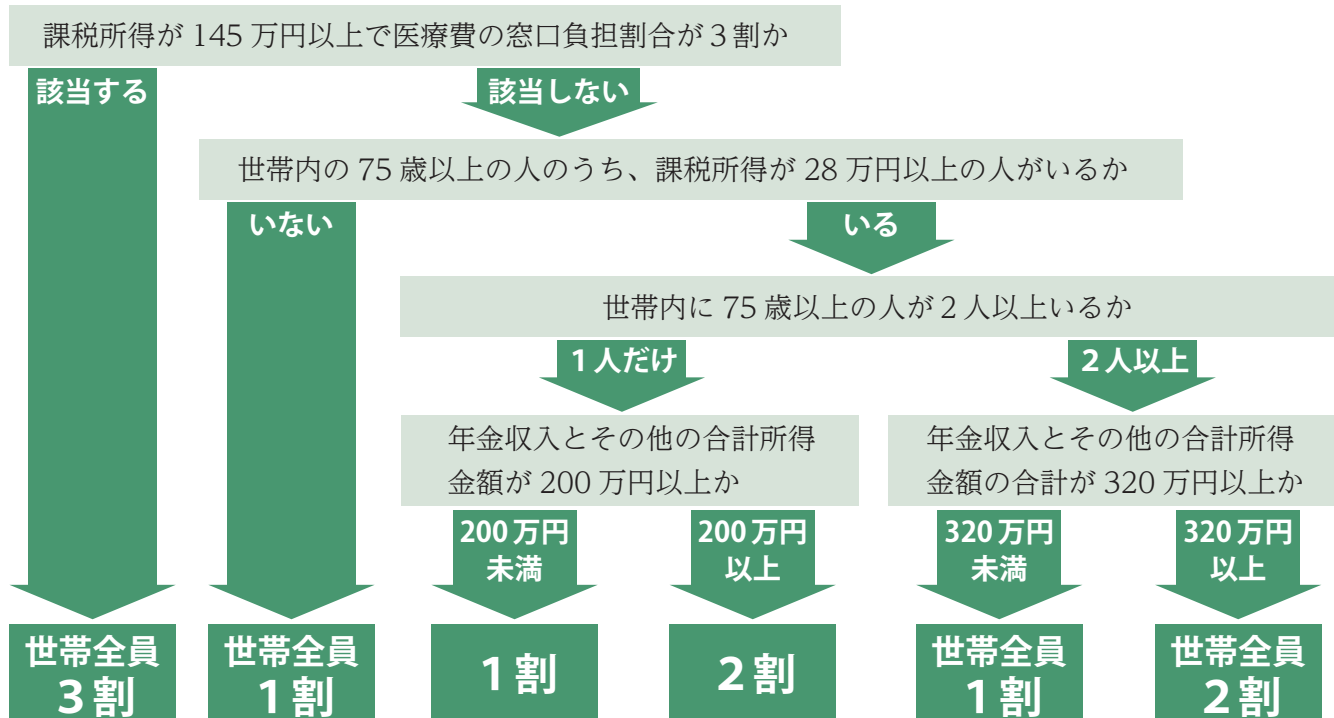
- ・申請には、マイナンバーカードを作成する**本人**がお越しく下さい。
- ※ 15歳未満の人や成年被後見人の人は、その法定代理人と同行してください。
- ・顔写真の無料撮影を行います。
- ・マイナンバーカードに暗証番号を設定します（数字4文字、全角英数字混在で6～16文字）。
- ・スマートフォンなどからのWEB申請、郵送申請など窓口以外で申請する人はプレゼント対象外となりますのでご了承ください。
- ・プレゼントは先着200人限定です。上限に達し次第、キャンペーンは終了となります。
- ・申請方法など、詳しくはお問い合わせください。 問本市民課 TEL 23-7307

後期高齢者の窓口負担割合が変わります

▶令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度に加入されている一定以上の所得のある人は、3割負担の人を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

窓口負担割合の判定方法

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。



※課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。

※75歳以上の人とは、65～74歳で一定の障がいの状態であると広域連合から認定を受けた人を含みます。

※年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません。

※その他の合計所得とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額です。分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額を加算した金額です（繰越控除を受けている場合は、繰越控除前の金額）。

2割負担となる人への配慮措置

令和7年9月30日までは、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担増加額が3,000円までに抑えられます（入院の医療費は対象外）。

例 1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担が1割のとき	① 5,000円
窓口負担が2割のとき	② 10,000円
負担の増加額 (②-①)	③ 5,000円
負担の増加額の上限	④ 3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取り扱いとなります。

※払い戻しとなる人は、登録されている高額療養費の口座へ払い戻しされます。

※口座が登録されていない人には、9月頃に県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

被保険者証の更新について

令和4年度の被保険者証は、例年どおり7月中に送付しますが、その後、令和3年中の所得をもとに負担割合を判定し、負担割合を見直したものを、9月頃に再度送付します。

詐欺にご注意ください

厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録やATMの操作をお願いしたり、キャッシュカード、通帳などを預かったりすることは**絶対にありません**。不審な電話があったときは、警察署や警察相談専用電話（#9110）または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

問 保険年金課 TEL 23-7318